

**「（仮称）動鳴山風力発電事業環境影響評価準備書」に関する熊本県
環境影響評価審査会意見**

標記準備書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

〔全体事項〕

- (1) 沈砂池については、対象事業実施区域内に崩壊土砂流出危険箇所が指定されていること等を踏まえ、施工時及び発電機稼働時の大雨等にも対応できるよう設計及び運用すること。

〔大気環境〕

〈騒音・振動〉

- (1) 早朝及び深夜に資材等の搬出入を行う場合、工事用車両等の走行音により周辺住民の起床及び就寝に影響を与えるおそれがあることから、事前説明等により周辺住民の理解を得るよう努めること。

〔動物・植物・生態系〕

〈動物（全般）〉

- (1) 発電機等の設置に伴い森林を伐採することで対象事業実施区域周辺の源流域が枯渇し、そこに生息する生物に重大な影響を及ぼすことがないよう適切に配慮すること。

〈動物（昆虫類）〉

- (1) 改変区域内ではヒコサンセスジゲンゴロウが確認されていることから、改変区域外の同様な環境への移植等適切な環境保全措置を検討すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺で確認されたヒメボタルの生息には林内の暗黒環境が必要となることから、生息場所周辺における夜間の照明設置は避けること。

〈植物〉

- (1) 植物に係る環境保全措置については、対象事業実施区域の地形等を考慮し表土活用の可否等を検討したうえで、より適切な工法を採用するとともに、生物多様性の保全に配慮した緑化となるよう可能な限り野生種（在来種）の植物を使用すること。

- (2) 管理用道路等の敷設に伴いシカの移動が容易になると、シカによる食害が拡大し、希少植物等へ影響を与えるおそれがあることから、事業実施にあたっては、必要に応じてシカの防除策等を検討すること。

〈その他〉

- (1) 対象事業実施区域内には崩壊土砂流出危険箇所等が指定されているが、作業道の開設や発電機設置場所の伐採等を行うことで降雨流出等に影響を及ぼし、土石流等の発生を誘引するおそれがあることから、適切な対策を検討すること。